

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		計画変更命令（構造基準等）
根拠条例・規則名		水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
条 項		第8条第2項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定。 法令の規定において、不利益処分をするかどうか等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		